

判決年月日	平成18年9月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成18年(ネ)10037号,10050号		
○ 江戸時代に制作された浮世絵を模写した絵画4作品について無断でこれを書籍に掲載した行為につき、絵画のうち2作品につき著作権侵害を認めて差止め及び損害賠償を一部認容した一審判決につき、著作権侵害の判断は是認したが、損害額についての判断に誤りがあるとして、一審判決の一部を変更した事例			

（関連条文）著作権法1126条，114条3項

本件は，著作権（複製権）侵害を理由として書籍の出版の差止め及び損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決である。

Xの亡父Aは，江戸風俗の研究家として知られ，「江戸商売図絵」「江戸職人図聚」等の著書がある。江戸時代に制作された浮世絵を模写したAの制作に係る絵画4作品について，出版社Yは無断でこれを書籍に掲載して出版した。そこで，Aは，Yに対して，書籍に出版の差止め及び損害賠償を求める訴えを提起したが，一審係属中にAが死亡したことから，訴訟に係る権利を相続したXが本件訴訟を承継した。

一審判決（東京地裁平成18年3月23日判決・平成17年(ワ)第10790号）は，上記4作品のうち，2作品については，浮世絵の単なる模写作品ではなくAによる創作的表現が付与された二次的著作物であるとして，Yによる著作権（複製）侵害を認め，差止め及び損害賠償の一部を認めたが，残り2作品については，浮世絵の模写を超えてAによる創作的表現が付与された二次的著作物であると認めることはできず，浮世絵の単なる複製物にすぎないとして，Yによる著作権（複製権）侵害を認めなかった。また，著作権侵害を認めた2作品についての損害額に関しては，Aの絵画の使用料金は，事前に許諾を求めてきた者については1作品1回当たり2万2222円であるが，無断複製行為に対しては原則として上記料金の3倍額である6万6666円をペナルティとして請求し，これを受領していたとして，著作権法114条3項に基づく損害額を1作品当たり4万4444円と認定した。

一審判決に対して，Xが残り2作品につての著作権侵害を認めなかったことを不服として控訴したところ，Yは，2作品について著作権侵害を認めたこと及び損害額を1作品当たり4万4444円と認定したことを不服として附帯控訴した。

本判決は，Aの4作品のうち2作品についてのみ著作権侵害を認めた一審の判断は是認したものの，損害額については，「著作権法114条3項は，著作権者は故意又は過失によりその著作権を侵害した者に対し，その著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として，その賠償を請求することができる旨を規定している。これによれば，Xが絵画の著作権侵害による損害額として請求することができるのは，

使用料である1作品当たり2万2222円に相当する額というべきであり、Aが生前著作権を侵害した者に対して訴訟外において使用料の3倍の額を請求した事例があるとしても、使用料を超える額を同項の規定に基づく損害額として請求することができると解することはできない。」と判示し、損害額は1作品当たり2万2222円にとどまるというべきであるとして、一審判決を一部変更して、一審判決の認容した損害額のうち上記金額を超える部分を棄却した。

模写作品の著作権侵害の成否の判断及び著作権法114条3項の損害額の算定について、実務上参考となる判決であり、紹介する次第である。